

金融商品取引法施行に伴う取引参加者制度等の整備について

平成19年5月22日

株式会社東京証券取引所

趣旨

本年9月を目途に、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)における「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行が見込まれることから、取引参加者規程等について所要の整備を行うこととします。

概要

項目	内容	備考
1. 取引参加者制度 (1) 取引参加者の範囲	<p>・取引参加者となることができる者の対象を、取引資格の種類ごとに次のとおりとします。</p> <p>総合取引資格、株価指数先物等取引資格又は株券オプション取引資格</p> <p>金融商品取引業者(金融商品取引法(以下「法」という。)第2条第9項に定める金融商品取引業者をいう。)であって、第一種金融商品取引業(法第28条第1項に定める「第一種金融商品取引業」をいう。)のうち同項第1号の業務の種別の登録を行っている者</p> <p>国債先物等取引資格</p> <p>金融商品取引業者であって、第一種金融商品取引業のうち法第28条第1項第1号の業務の種別の登録を行っている者又は登録金融機関(法第2条第11項に定める「登録金融機関」をいう。)</p>	<p>現行制度では、次のとおりです。</p> <p>・総合取引資格、株価指数先物等取引資格又は株券オプション取引資格 証券会社又は外国証券会社</p> <p>・国債先物等取引資格 証券会社、外国証券会社又は登録金融機関</p>

(2) 業務の種別の変更に 係る報告	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、法第 29 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる事項についての変更登録に係る申請(法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の廃止のための変更登録に係る申請を除く。)を行った場合は、直ちに当取引所に報告しなければならないこととします。 	<p>現行制度では、証券業を廃止しようとする場合について規定しています。</p>
(3) 業務の廃止に係る届 出等	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、第一種金融商品取引業(登録金融機関にあっては登録金融機関業務)を廃止しようとする場合又は法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の廃止のための変更登録を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所に届け出なければならないこととします。 上記の届出を行った場合において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当取引所は、審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下同じ。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができることとします。 	
(4) その他 a 取引資格が形骸化し た場合の取引資格の取 消し	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者について、次の 及び に該当する場合は、当該取引参加者の取引資格を取り消すこととします。 <ul style="list-style-type: none"> 最近 3 年間、当取引所市場において有価証券の売買等を行っていない場合 当取引所市場において有価証券の売買等を行うための取引参加者端末装置等の設置又は人員の確保がなされていない場合 	
b 取引資格取得申請書 の添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 取引資格の取得申請にあたっては、事業報告書に掲載される財務諸表に対する「独立監査人の監査報告書」を取引資格取得申請書に添付することとします。 	

<p>2. 信用取引制度</p> <p>信用取引の委託保証金 代用有価証券の代用価格 の見直し</p>	<p>・信用取引に係る委託保証金を以下の有価証券をもって代用する場合において、代用価格を計算する際にその前日における時価に乗ずべき率を100分の80としている信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止するとともに、受託契約準則において規定されている当該率を100分の70から100分の80に改正することとします。</p> <p>国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。）</p> <p>投資信託受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外のもの</p>	<p>・内閣府令の改正等によって信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格の見直しが行われることを踏まえ、同様の見直しを行うものです。</p>
<p>3. その他</p>	<p>・用語の見直し等所要の改正を行います。</p>	

実施時期（予定）

金融商品取引法の施行にあわせ、平成19年9月を目途に実施します。

以上